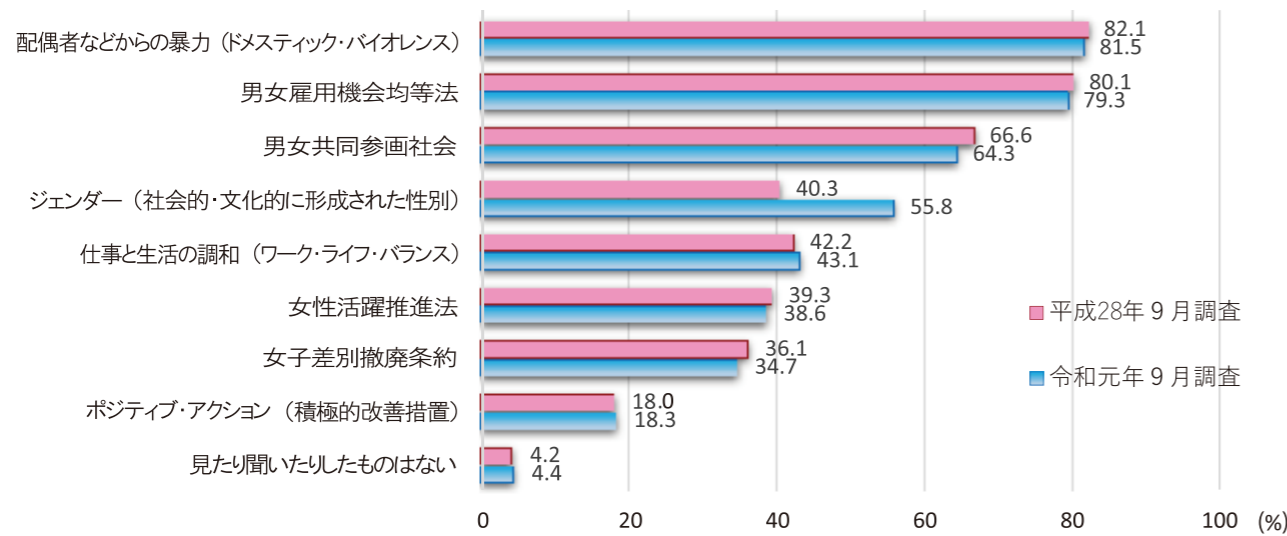


★日本の男女共同参画社会の現状は

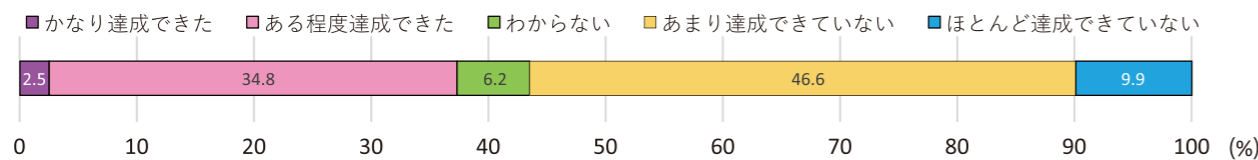
日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けて様々な取り組みがなされてきました。しかし、家庭や職場などの様々な場面で男女間の不平等、特に男性優遇と感じている人がたくさんいます。また、「男性は仕事、女性は家庭」といった、固定的な性別役割分担意識は時代とともに変わりつつありますが、それでも職場や地域、議会などで一方の性別ばかりが目立つ光景が、今でもみられます。「男だから、女だから」という理由で、生き方や人生の選択が制限され、個性や能力を発揮する機会が奪われてしまうことは、問題です。男性も女性も全ての個人が様々な場面で、それぞれの個性と能力を発揮できる社会づくりが必要です。

令和元年9月の内閣府による「男女共同参画社会に関する世論調査」では、「男女共同参画社会に関する用語の認知度」及び「男女共同参画社会の達成状況」は、以下の結果となっています。

男女共同参画に関する用語の認知度（※「わからない」との回答は除く）



男女共同参画社会の達成状況



（いずれも令和元年9月 内閣府 男女共同参画社会に関する世論調査より）

★世界と比較してみると

世界経済フォーラム（WEF）は、世界各国の男女平等の度合いをランキングした「ジェンダー・ギャップ指数」を発表しています。指数では各国の男女の格差を、経済・教育・健康・政治の4分野で分析し、各分野における、男女格差に着目し、評価しています。2019年の発表では、日本は153か国のうち121位であり、先進国では最低水準となっています。

※ジェンダー・ギャップ指数とは、男女格差の度合いを測った指数であり、これを元に男女平等の順位をつけている。

2019年の男女平等ランキング

1 (1)	アイスランド
2 (2)	ノルウェー
3 (4)	フィンランド
:	:
53 (51)	アメリカ
106 (103)	中国
108 (115)	韓国
121 (110)	日本

世界経済フォーラム発表
2019年ジェンダー・ギャップ指数より
※（ ）カッコ内は前年順位

★橋本市男女共同参画推進条例では

橋本市では、平成27年10月1日に「橋本市男女共同参画推進条例」が施行されています。その中の第8条「性別による権利侵害の禁止」において、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を禁止しています。

- ◆性別に起因する差別的取り扱い（直接的であるか、間接的であるかは問わない）
- ◆性的指向及び性自認による差別（直接的であるか、間接的であるかは問わない）
- ◆セクシュアル・ハラスメント（職場などに限らず、あらゆる場所での性的な嫌がらせ）
- ◆ドメスティック・バイオレンス（親密な関係の間の暴力）
- ◆その他の性別に起因するあらゆる暴力

「LGBT」と「SOGI」

◆LGBTとは、
L=レズビアン（女性の同性愛者）、
G=ゲイ（男性の同性愛者）、
B=バイセクシュアル（両性愛）、
T=トランスジェンダー（身体的な性別に違和感を持つ状態）
の頭文字をとった言葉で、広く「性的マイノリティー（性的少数者）」を表す言葉として使われており、人そのものを表す言葉です。

◆SOGI（ソジ）とは、
Sexual Orientation and Gender Identity の頭文字で、直訳すると「性的指向と性自認」という意味です。人の属性を表す略称で、同性愛の人なども含め、すべての人が持っている属性です。

・性的指向
人の恋愛感情や性的な関心が、いずれの性別に向かうかを示す概念

・性自認
自分がどの性別であると認識しているかを示す概念



★男女共同参画社会を実現するために

男女共同参画社会を実現するには、ワーク・ライフ・バランスが必要です。年齢や性別に関係なく、誰もが仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動などの活動を自分の希望するバランスで展開できる状態のことを、ワーク・ライフ・バランスと言います。

ワーク・ライフ・バランスは「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、今まで考えてきた自分の役割に縛られず、一人一人が自分らしい活動に取り組むことができるようになります。

